

第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

概要版

～高齢者がいつまでもいきいきと
幸せに暮らせる安心な地域の実現～

二戸地区広域行政事務組合

基本方針

二戸地区広域行政事務組合では、『高齢者がいつまでもいきいきと幸せに暮らせる安心な地域の実現』を第9期計画の基本方針としました。今後は生活形態・支援ニーズの多様化が見込まれることから、各分野や制度の枠を超え、障害者、生活困窮者、子育て世代等も包括的に支える地域共生社会の実現に向けて、いつまでも皆がこの地域の中で幸せに暮らせる社会を目指します。

『高齢者がいつまでもいきいきと 幸せに暮らせる安心な地域の実現』

1 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は、高齢者等ができる限り自立した生活を送り、本人の尊厳を保持できるよう支援することを目的として平成12年に創設されました。

現在、全国の要支援・要介護認定者数は、創設時から3.2倍の約700万人にまで増加しています。二戸地区広域行政事務組合（以下、「二戸広域」）管内の高齢者人口は、令和5年10月1日現在20,633人、高齢化率は41.9%で、約2.5人に1人が高齢者となっており、令和8年には43.3%、令和22年には47.4%にまで達すると予測されています。高齢化が進み、介護を取り巻く状況が大きく変化している中、安定したサービスの提供を継続し、老後の「安心できる生活」を持続可能とするには、現在の状況に沿った介護保険事業を展開していく必要があります。

近年では、若年代が高齢者等を介護する「ヤングケアラー」、子育てと親の介護を同時に抱える「ダブルケア」など多岐にわたる分野が関連する問題や、高齢者の一人暮らし・高齢者夫婦世帯・認知症高齢者の増加など、生活形態や支援ニーズが多様化しています。このような状況の中で医療と介護は、それぞれの分野に即したサービスを提供する体制を確保しながら連携を強化することで、「地域包括ケアシステム」がより円滑に機能することとなり、共に支え合いながら安心して暮らしていくことのできる地域共生社会の実現へと結びついていきます。併せて二戸広域では、介護人材を確保するための資格取得等助成事業補助金制度の実施、人材育成への支援や離職防止対策、外国人の受け入れなど、職場環境整備にかかる取り組み等にも力を注いでいきます。

これらのことを念頭に置き、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を継承しながら、将来を見据えた“中・長期的な計画”の中で、現在求められる介護ニーズに柔軟に対応し、安定的な介護保険事業が持続可能となるよう努めてまいります。

2

計画の期間

介護保険法において、介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、第9期の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。

また、本計画は、介護ニーズの高い75歳以上人口が令和12年頃まで増加傾向が見込まれることを踏まえ、中・長期的な目標を掲げた計画となります。

●計画の期間

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)
地域包括ケアシステムを構築											
中長期的な目標											
第8期 介護保険事業計画											
			第9期 介護保険事業計画								
						第10期 介護保険事業計画					
									第11期 介護保険事業計画		

3

日常生活圏域について

二戸広域では、地理的な条件、人口、各市町村の行政区域、交通事情等を考慮して現在7つの日常生活圏域（二戸市は4圏域、一戸町、軽米町、九戸村は各1圏域）を設定しています。



●二戸広域の日常生活圏域

(単位:人)

圏域名称	対象地区	人口	高齢者数	高齢化率
1 福岡・仁左平圏域	二戸市福岡・仁左平地区	9,329	3,144	33.7%
2 金田一・斗米圏域	二戸市金田一・斗米地区	6,414	2,744	42.8%
3 石切所・御返地圏域	二戸市石切所・御返地地区	5,477	2,094	38.2%
4 浄法寺圏域	二戸市浄法寺地区	3,525	1,748	49.6%
5 一戸圏域	一戸町全域	11,015	4,953	45.0%
6 軽米圏域	軽米町全域	8,158	3,545	43.5%
7 九戸圏域	九戸村全域	5,271	2,405	45.6%

資料:住民基本台帳(令和5年10月1日現在)

4

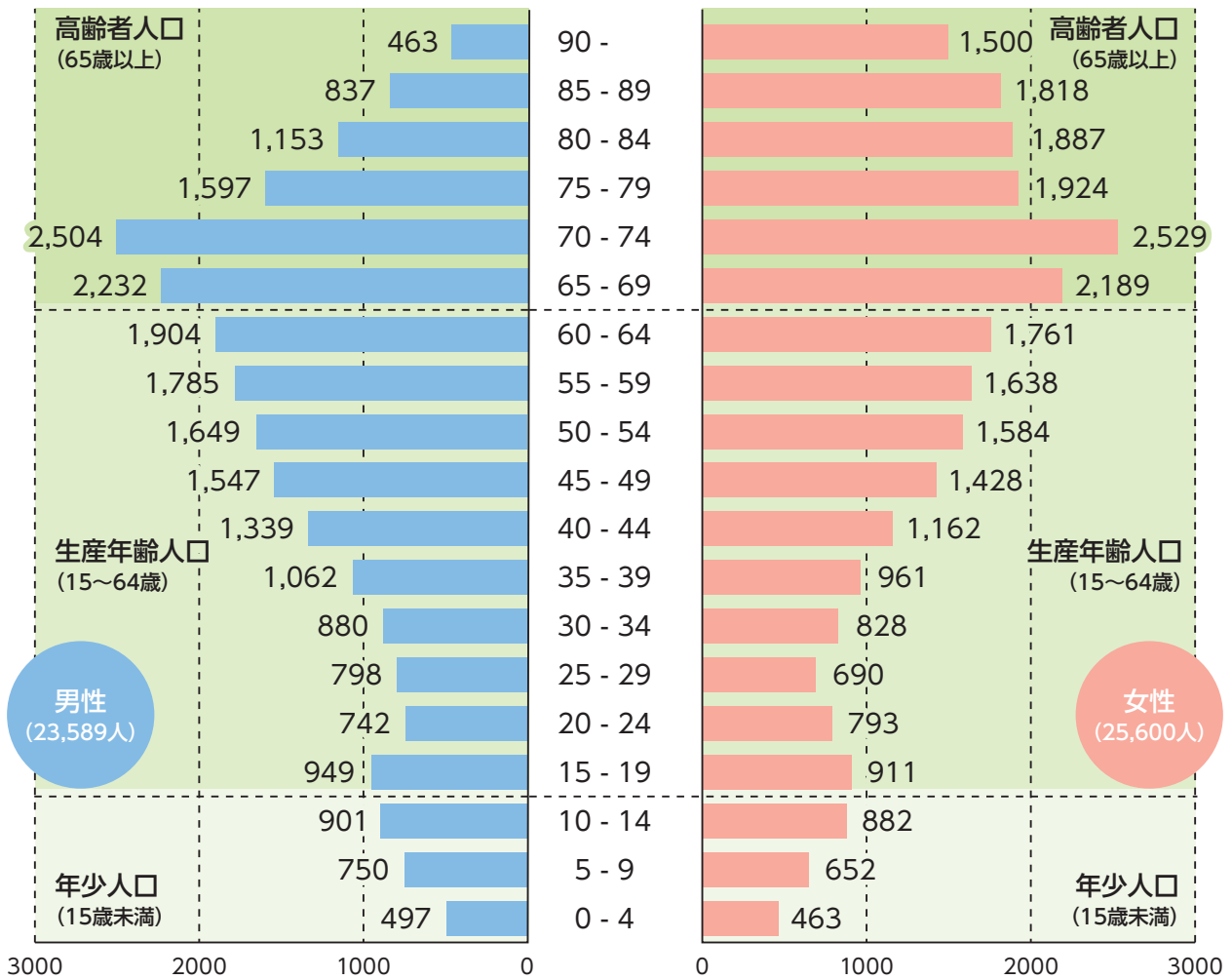
二戸広域の年齢階層別人口構成

令和5年10月1日現在の人口構成を示すグラフ(人口ピラミッド)では、出生数の減少と高齢化が反映された「壺型」となっています。

さらに60歳から64歳の人口構成が比較的少ないため、今後数年間は高齢者の大幅な増加は無いことが予測されますが、70歳から74歳の人口構成が最も多いため、今後は後期高齢者の増加が見込まれます。

●管内の年齢階層別人口構成

(単位:人)



資料:住民基本台帳(令和5年10月1日現在)



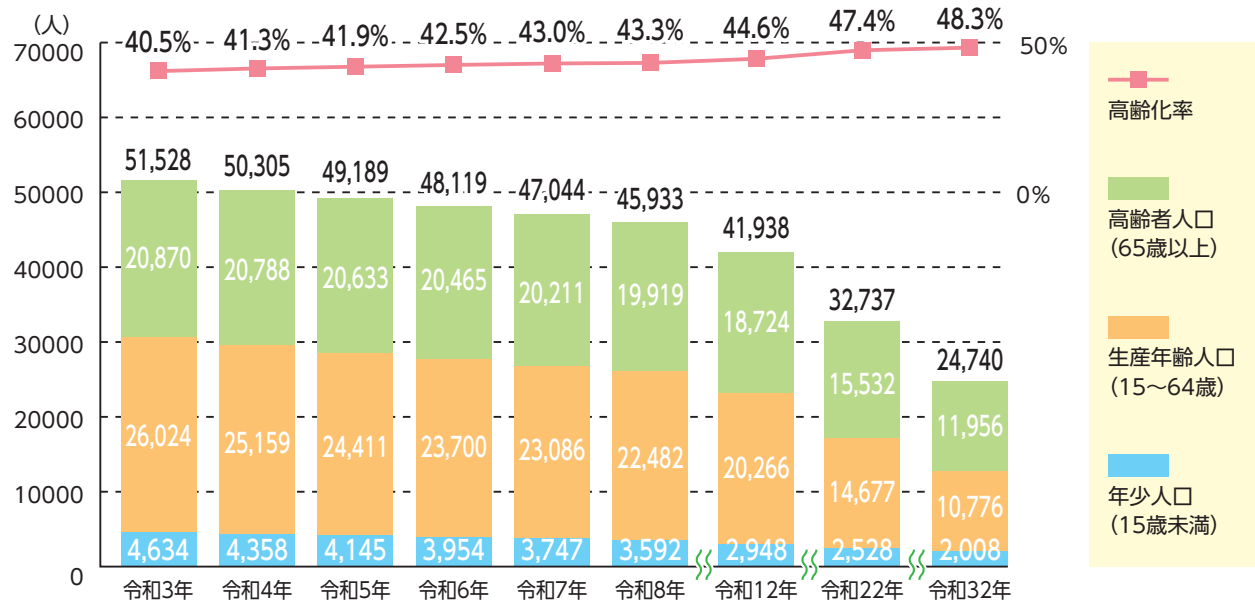
5

人口及び高齢者の推移と推計

令和3年から令和5年の住民基本台帳を基に算出した令和6年以降の総人口は減少傾向で推移し、計画の最終年にあたる令和8年の総人口は45,993人と予測されます。

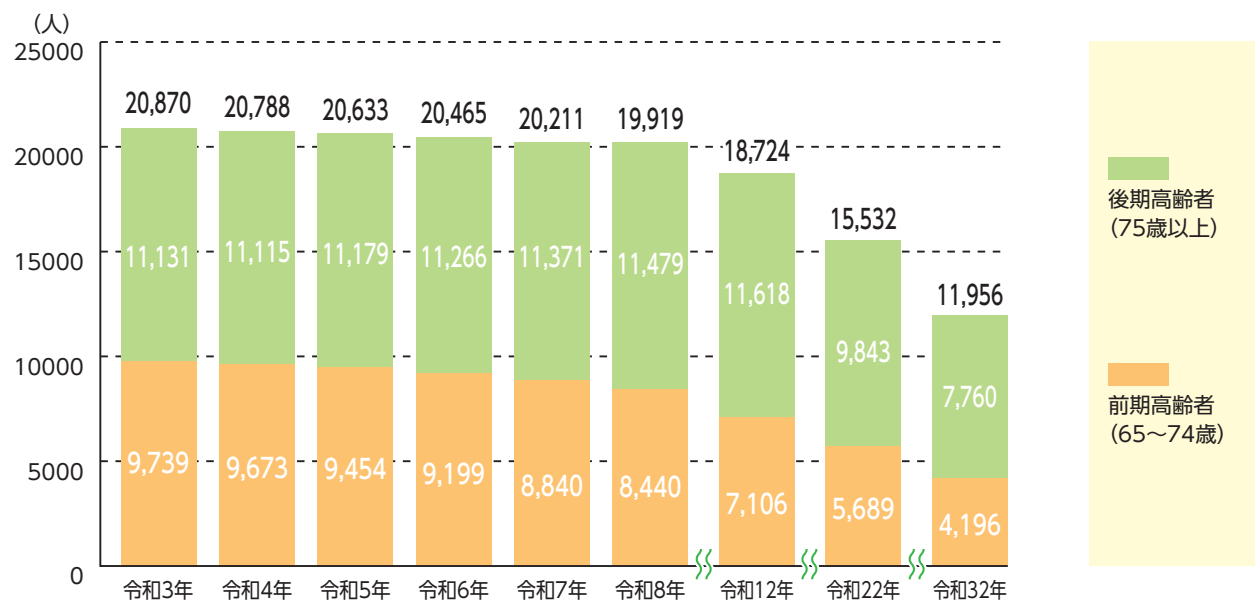
また、高齢化率は、高齢者人口は減少傾向で推移しているものの、介護や地域を支える生産年齢人口がそれを上回るスピードで減少しており、高齢化率は増加し続け、令和8年では43.3%まで上昇することが予測されます。

● 総人口の推移と推計



令和3年から令和5年の住民基本台帳を基に算出した令和6年以降の高齢者人口は、減少傾向で推移し、計画最終年にあたる令和8年の高齢者人口は19,919人と予測されます。

● 高齢者口の推移と推計



1 地域包括ケアシステムの深化・推進

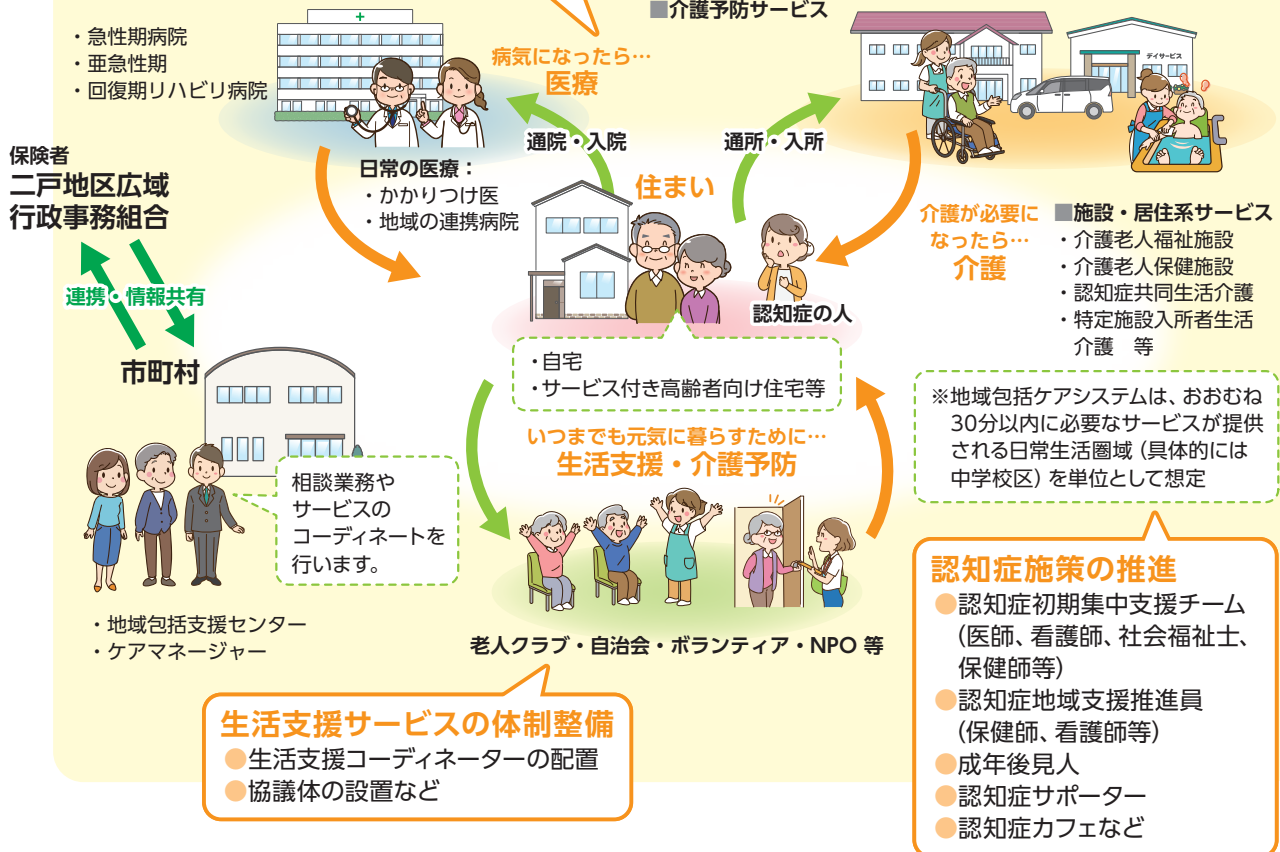
二戸広域では、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化と推進を図ります。

併せて、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などそれぞれの制度や各分野を超え、人と人、社会とのつながりを大切にし、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、共に支え合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会を目指していきます。

医療・介護連携

- NPO法人カシオペア医療介護支援センター
- 市町村と地域包括支援センターの「地域ケア会議」等

- 在宅系サービス
 - ・訪問介護 ・訪問看護 ・通所介護 ・小規模多機能型居宅介護
 - ・短期入所生活介護 ・24時間対応の訪問サービス
 - ・複合型サービス（小規模多機能型居宅介護+訪問看護）等
- 介護予防サービス



2 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

二戸広域では、介護支援専門員資格取得等助成事業などを活用しながら人材確保に努め、さらに質の高いサービスを維持提供できるよう、介護サービス事業所への体制作りを支援します。また、関係機関と連携し、医療・介護等の職能団体が行う養成研修に対する支援などを通じて、計画的な人材養成が図られるよう働きかけ、介護職員の負担軽減と自身がやりがいを持って働き続けられるような環境作りを進め、介護職への定着に努めます。

3 地域における包括的な支援体制づくり

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを推進していくための重要な位置づけとなる機関であり、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活を継続することができるよう、地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、業務量及び業務内容に応じた適切な人員配置、地域包括支援センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化並びに効果的な運営の継続という観点から、複合的に機能強化を図ります。

2 介護に取り組む家族等への支援

高齢者が住み慣れた家庭で生活を送るためには、介護をされる家族の力が大きいことから、ヤングケアラー等を含めた家族介護者の負担を少しでも軽減できるよう、介護用品の支給等の経済的支援や家族介護者同士の交流機会の提供、相談体制の充実等家族介護者への支援を強化していきます。

3 権利擁護と高齢者虐待防止対策の推進

高齢者の虐待防止に対する意識を高め、認知症高齢者の権利擁護や、高齢者虐待に対する相談体制の充実など、地域包括支援センター等の関係機関と連携した虐待防止のためのネットワークづくりを推進します。

4 認知症施策の推進

二戸広域では、認知症の方ができる限り地域のよりよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現するため、「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援」の4つの柱に沿って認知症施策を推進していきます。

5 災害や感染症対策に係る体制整備

1 災害に対する備え

介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するなど、災害に対する備えの充実に努めます。

また、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、県、構成市町村と連携し管内の介護サービス事業者に対して必要な助言を行うなど、支援体制の充実に努めます。

2 感染症に対する備え

介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務に当たることができるよう、感染症に対する研修の充実に努めます。

また、発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できよう、県や構成市町村と連携し、管内の介護サービス事業者に対して必要な助言を行うなど、支援体制の充実に努めます。

6 介護給付適正化計画

「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、適切な介護サービスが提供される体制の確立と適正な介護給付を行うため、主要3事業となる「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「縦覧点検・医療情報との突合」について取り組みます。

7

第7号被保険者の介護保険料

第9期計画では、保険料段階を各所得段階の負担能力に応じ13段階（国の標準段階）とし、保険料の基準月額を、被保険者の負担を少しでも軽減するために介護保険準備基金を投入し、6,800円に設定することとしました。

介護保険制度は、高齢者の方を社会全体で支えるものです。今後も当地域のサービスを維持・継続していくために、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

所得段階	対象となる方	負担割合	年額
第1段階	①生活保護受給の方 ②老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の方 ③世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 80万円以下 の方	軽減後 0.285	23,200円
		（軽減前） (0.455)	(37,100円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 80万円を超え120万円以下 の方	軽減後 0.485	39,500円
		（軽減前） (0.685)	(55,800円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 120万円を超える 方	軽減後 0.685	55,800円
		（軽減前） (0.690)	(56,300円)
第4段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 80万円以下 の方	0.90	73,400円
第5段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計（公的年金所得を除く）が 80万円を超える 方	1.00	81,600円 (基準月額6,800円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満 の方	1.20	97,900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満 の方	1.30	106,000円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満 の方	1.50	122,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満 の方	1.70	138,700円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満 の方	1.90	155,000円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満 の方	2.10	171,300円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満 の方	2.30	187,600円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 720万円以上 の方	2.40	195,800円

第9期介護保険事業計画 概要版（令和6年度～令和8年度）

発行日 令和6年3月

発行 二戸地区広域行政事務組合

〒028-6102 岩手県二戸市下斗米字細越20-1

TEL：0195-23-7772 FAX：0195-23-7984

URL：http://www.cassiopeia.or.jp/